

<一般質問>

無所属の神原宏一郎です。よろしく申し上げます。

【シックスクール及び化学物質過敏症の対策について】

①現在、学校施設の耐震化が進められており、耐震化は、早急に進められるべきと考えます。しかし、耐震化に伴う改修・補修工事によってシックスクールが問題となるケースが発生しています。そこで伺いますが、豊中市では公共建築物のVOC(揮発性有機化学物質)濃度測定は行っておられるのでしょうか？文部科学省が定める「学校環境衛生基準」において毎年、学校室内の定期検査を行うこととされていますが、その状況と、検査結果の数値についてお示しください。検査結果で、基準値を超える学校はあるのでしょうか？その場合、対策は取られているのでしょうか？

今後も耐震工事が続きます。さまざまな工事で、設計・施工・仕様決定において『建築物から化学物質を排除する事』を意識することが重要だと思います。具体的には、塗装をはじめメンテナンスが必要となる材料、工法を避け、メンテナンスフリーの材料や不具合に応じて部分的に取り換えが可能な工法や、維持管理方法の検討をすること、材料の使用原料確認にはMSDS(製品安全データシート)を活用しますが、記載されていない原料に対しても製造者にヒアリングを行うなどの配慮が必要であること。規制物質については、ホルムアルデヒドの代替化学物質や有機リン系化合物などをふくめトータルVOC(揮発性有機化学物質)の規制を行うこと、そして、材料管理や現場管理を含め現場全体の環境状態をチェックするといったことです。これらの点について担当部局のお考えや、現状の対応などお聞かせください。

また、豊中市は校舎等の改修・補修工事におけるシックスクール対策として、どのような配慮をされているのでしょうか？幼稚園、保育所、小中学校において、校舎や体育館、その他の建築物の新築・改修などにより、児童・生徒がシックハウス・シックスクールに発症した事例や登校できない子どもが在籍しているということはないのでしょうか？もしあった場合、どういった対応をとられているのでしょうか？また、今後、シックハウス・シックスクールを患った児童・生徒が通学できず、教育を受けられない場合が生じた際は、どのような対応を考えておられるのでしょうか？

大阪府では「シックハウス対策マニュアル」を作っていますが、それを各学校に配布するということはされているのでしょうか？各学校での対応は具体的にどのようにされているのでしょうか？対応が教師や学校長によって違うということにならないよう、職員、保護者ともにシックスクールや化学物質過敏症への理解を求める活動が必要と考えますがいかがでしょうか？

<答弁>

耐震化工事によるシックスクール及び化学物質過敏症の対策について、当部に関わりません質問にお答え申し上げます。

工事発注の設計図書には、シックスクール(いわゆる化学物質過敏症)の対策といたしまして、文部科学省が定める「学校環境衛生基準」で規定されている基準を満たすために、室内空気中のホルムアルデヒド及び揮発性有機化学物質等の濃度測定を施工後に行い、工事担当課が測定値による確認を行った後、各施設管理者へ引き渡しすることといたしております。

建築工事で使われる材料は多種多様にあります。出来るだけ、実績のある安

全性の確認された材料を使用するものとし、新たに使用するものは化学物質安全データシート等を利用し十分なチェックを行っております。

また、工事に際しては、安全を期しておりますが、今後とも業者への指導、工事担当職員の勉強会等を行い、シックスクールの認識を深めてまいりたいと考えておりますのでよろしくおねがい申し上げます。

教育委員会にかかわります質問についてお答え申し上げます。

「学校環境衛生の基準」については、平成 14 年 2 月の一部改訂によりホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物の教室空気の臨時検査を平成 14・15・16 年度にわたり実施いたしました。ホルムアルデヒド等の濃度はすべての学校園が指針値を大きく下回っております。なお、学校保健安全法の「環境衛生基準」には、「結果が著しく基準値を下回る場合には、以後教室等の環境に変化が認められない限り、次回から検査を省略することができる。」と示されております。

また、校舎や体育館の新築・改修による発症事例報告はございません。

今後も、国や府の対策マニュアルに基づき適切に対処してまいります。

大阪府の「シックハウス対策マニュアル」につきましては、平成 17 年度に環境衛生課から各学校に配布されております。

現時点でのシックハウス・化学物質過敏症を有する児童、生徒への対応につきましては、個別の状況に応じて、保護者との事前の話し合いをもとに、対応に努めております。また、耐震化工事につきましても、個別の状況を踏まえ、工事担当課との連携を図りながら進めてまいります。

シックハウス・化学物質過敏症への理解ということでは、保護者、教職員への理解を深める工夫をしてまいりたいと考えております。

②シックスクールに関して、幼稚園・保育所・小中学校における児童・生徒に対する配慮について伺いましたが、例えば、小中学校の体育館などは、緊急時の避難場所として指定されていることが多いかと思えます。ということは、地域の不特定多数の方々が利用されることが考えられ、そういった際に化学物質過敏症の方が使用できないといったケースがあります。そのようなことについては、どうお考えになられているのでしょうか？何か、対策等は考えられているのでしょうか？

<答弁>

現在、災害時避難所として指定いたしております施設は、改修や補修工事を実施した場合にも、適切な対応をとることにより、化学物質過敏症の方への影響はないものとお聞きしております。

災害発生時に避難所利用に際し、万一、避難された方に症状が見られる場合には、災害対策本部の指示のもと、影響のない避難所を確保し、移動していただくこととなりますので、よろしく申し上げます。

③学校施設などの耐震化は今後も積極的に進めて頂きたいと思っております。しかしながら、学校の耐震化などの工事によって、児童・生徒がシックハウス・シックスクール等により体調不良になってしまうケースが、まだ多くはありませんが発生しています。

豊中市においては、幼稚園、保育所、小中学校において、校舎や体育館、その他の建築物の新築・改修などにより、児童・生徒がシックハウス・シックスクールに発症した事例や登校できない子どもが在籍しているということは今のところないとのことでしたが、今後、シックハウス・シックスクールを患った児童・生徒が通学できず、教育を受けられないといったことが発生しないように、個別の状況に応じて、保護者との事前の話し合いを積極にかつ、慎重に行うなどの対応に努めて頂くとともに、耐震化工事についても、個別の状況を踏まえ、工事担当課との連携を密に図りながら進めて頂きたいと思います。

一方で、豊中市各部局や教育委員会が個別に対応する体制をとって頂いていても、シックハウス・シックスクール、化学物質過敏症を患っておられる児童・生徒やその保護者から、声をあげて頂かないことには、対応ができないわけです。そういう意味では、そういった方々が、気軽にかつ、積極的に相談しやすい環境づくりをして頂く必要があると思います。学校側の対応が、校長先生や担当職員によって大きく異なる事がないように、また、声をあげることで、周りの保護者や児童・生徒から、偏見等を持たれるといったことのないように、シックハウス・シックスクール及び化学物質過敏症への正しい認識、理解を深めて頂くために、教職員への研修を行ったり、保護者、児童・生徒への啓発を行って頂きたいと強く要望しておきます。

【DV（配偶者暴力）相談支援体制について】

①DV 被害というと、配偶者からの暴力を思い浮かべますが、配偶者からではないケースや身体暴力だけではなく複雑化していると感じます。それに伴い対応・対処が、難しいと感じますが、具体的に豊中市では DV 被害者への対応・対処はどこで誰がどのようにされていますか？また、緊急性の場合の判断・対応はどのようにされているのでしょうか？

内閣府が発表している配偶者暴力相談件数は全国で19年度 62,078 件、20 年度 68,196 件・大阪府で19 年度 3,759 件、20 年度 3,886 件と年々相談件数も増加傾向にあります。豊中市での被害・相談件数の推移はどのようになっていますか？DV の現状について豊中市はどのように考えておられるのでしょうか？

さらに、改正 DV 防止法が平成 20 年 1 月に施行され、基本計画の策定・配偶者暴力相談支援センターの設置を市町村の努力義務とされましたが、豊中市は基本計画を未策定ですし、相談支援センターも未設置の状況です。基本計画の策定や相談支援センターの設置に関して現段階での豊中市の見解、対応をお答え下さい。すでに、全国で区・市町村合わせて13か所で配偶者暴力相談支援センターが設置されています。大阪府女性相談センターの担当者の方は、迅速な対応を図れ、潜在している人たちへも身近に感じる事ができるため、是非センター設置にむけて取り組んで欲しいと仰っていました。センターを設置することで、これまで以上に迅速な対応や措置が図れたり、相談支援センターがより身近になり、相談や面談などが時間短縮できる事により潜在している被害者への突破口になるのではないかと考えますが、その必要性についてどう考えるのかお答え下さい。また、豊中市に設置するにあたり課題はどこにあり、クリアしなければならない問題は何でしょうか？

<答弁>

まず、DV 被害者への対応・対処についてでございますが、夫からの暴力に悩んでおられる場合は、専門の相談員がおります男女共同参画センターすてっぷの相談室で対応しております。

DV 被害者が、加害者から逃れ、一時保護を求めてきた場合は、男女共同参画推進課で事情を伺い、被害者の安全を図りながら、大阪府の女性センターと連携をとり、一時保護につなげております。なお、すてっぷの相談室や警察署から、直接大阪府の女性相談センターと連携をとり、一時保護につなぐ場合もございます。

また、緊急性の場合の判断・対応につきましては、身体への危険性によって判断しており、身の危険があれば警察へ通報するように助言しております。

次に豊中市の被害・相談件数の推移でございますが、すてっぷの相談室における DV に関する延べ相談件数は、平成 18 年度は 585 件、19 年度は 435 件、平成 20 年度におきましては 291 件でございます。こうした相談件数の減少は、周辺各市の相談機能の充実や警察等への相談など、相談先の選択肢の広がりによるものが、ひとつの要因として挙げられるのではないかと考えております。

次に DV 防止の基本計画の策定や配偶者暴力支援センターの設置に関してでございますが、平成 20 年にいわゆる DV 法が施行され、市町村レベルでの基本計画の策定や配偶者暴力支援センターとしての機能が果たせるよう努めることとなっております。豊中市におきましては、DV 法の改正を受け、基本計画策定に

向け現在情報の収集に努めているところでございますが、関係各課及び関係機関等の協力を得ながら、また専門家のご意見も伺いながら、本年度において基本計画策定作業に着手したいと考えております。また、配偶者暴力支援センターの設置につきましては、24時間相談体制の実施や加害者対策のほか、一時保護機能の市内設置の危険性などの課題があると考えておりますので、よろしくお願いいたします。

②DVの現状や相談・支援体制については一定理解ができました。ただ、DVの問題については、当事者の思いや意見を伺う機会を持つことが非常に困難で、当事者の方々が何を望んでおられるのかが分かりません。そこで、これまで当事者の方々と接しておられて、相談・支援についてどういった意見・要望を挙げられておられるのかを教えてください。特に現在、担当課を中心に対応にあたっておられるDV被害者臨時生活支援金の申込者に接する中でどういったご意見・ご要望が伺えているのではないかと思いますので、そのあたりも教えて下さい。また、DV問題に対応する上で、今、市として、国、府、関係機関、地域、社会に対して、求めたいこと、望むことはどういった事なのか、教えて下さい。

<答弁>

DV被害者が相談・支援について、どのような意見・要望をもたれているかについてでございますが、配偶者等の暴力から逃れて、一時保護につないだDV被害者は、これまでの相談内容や今般のDV被害者臨時生活支援金の申込者に接する中で、一時保護の後の自立に向けての経済的な基盤づくりや子どもの養育等も含めた生活の安定、精神的安定等を求めておられる方が多くいらっしゃいます。

次に市としての国等への要望についてでございますが、市といたしましては、専門相談員の確保も含めた財政上の支援を国や府に要望してまいりたいと考えておりますとともに、DV被害者の自立に向けての経済的な基盤づくりについても、合わせて要望していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

③DVの被害件数は、増加し続けています。しかし、DVの問題は、当事者の思いや意見・要望を伺う事が非常に困難です。まずは、市としてDVの問題の解決に向け、当事者の方々の思い・意見を可能な限り汲み取り、情報の取り扱いには慎重になって頂かなければなりません。可能な限り広く明らかにして頂きたいと思っております。そうすることで、一人で悩んでおられるDV被害者の方が、一度相談してみようかという思いに至られたり、DVを受けるのは、自分が悪いと自責の念にかられておられたり、そもそもDVの被害者である事に気付いておられない方への啓発につながるのではないかと思います。

その上で、DV被害者の多くが一時保護後の自立に向けた経済的な基盤づくりや子どもの養育等も含めた生活の安定、精神的安定等を求めておられるとのことでしたが、これらの支援を市単独で行っていくことは財源的にも人材的にも非常に困難だと思っております。そのため、市として、DV被害者が何を望んでいるかの情報を積極的に国や府

に流すとともに、財政的、人的支援をより一層行って頂けるように国や府に働きかけて頂きたいと強く要望しておきます。

【新たな広告料収入について】

①今年7月、茨木市役所内に6台の液晶モニターが設置され、行政情報や市内企業などの広告を流し始めました。モニター代や設置費用は、全額、広告業者が負担し、市の支出は一切ありません。維持管理費・メンテナンス費用なども全て広告業者が支出します。その上で、市は広告料と行政財産使用料を得ます。これらによる収入は茨木市の広報広聴課によると年間約100万円を見込んでいるそうです。

市民の待ち時間におけるイライラの解消や、市の施策の周知ができ、なおかつ、新たな財源も期待でき、実際に設置後、市民からの声も肯定的な意見が多く、企業からの告知に関する相談や依頼が寄せられ、特段の課題や問題点も見つからないということで、茨木市では、今後、図書館、保健所、公民館などの様々な市有施設にも設置を検討していきたいとのことでした。豊中市でも、液晶モニターを設置し、様々な効果を生み出す検討をしてみたいはいかがでしょうか？ご見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

有料広告の拡大につきましては、新たな財源の確保や、職員による新たな発想の展開が期待できる事業でありますことから、全庁的に市のさまざまな媒体の可能性の検討を行い順次導入を図っているところであります。

市では、市民課待合ロビーにおいて、「まちかねビジョン」を設置し市民課番号案内や市の広報及び事業者等の広告を放映しております。「まちかねビジョン」においては、年間180万円の収入を得ており、モニター設置に伴う経費に充てております。

モニター設置の拡大による有料広告収入の一層の確保につきましては、設置場所となる各市有施設において、施設の用途や目的を妨げないか等の配慮も含め、検討していくべき課題と考えております。

②先ほど、液晶モニターの設置による効果をいくつか述べましたが、他にも例えば、新型インフルエンザに関する情報、地震災害や集中豪雨など緊急の速報や選挙の投票を呼びかけるといった告知を随時、流すことも可能だそうで、市民への情報提供として非常に有効と考えます。現在、市としては広告収入の拡大に向けて、様々な媒体における可能性を検討されているとのこと、いくつかの配慮すべき事項もあるかと思いますが、市の施策の周知ができ、新たな財源も期待できるこの取り組みを豊中市でも実施することを是非とも可能性の一つとして検討して頂きたいと強く要望しておきます。

【豊中市所有の美術品について】

①豊中市は、多数の絵画・掛軸などの美術品を所蔵しています。これらは、過去に市が購入したり、市民から寄贈されたと伺っていますが、そのほとんどが、大阪市内の倉庫を借りて保管されています。そこで、いくつか質問します。現在、豊中市が所蔵している美術品の正確な数、またそれらのうち約何点を市が購入し、約何点を市民から寄贈を受けたのでしょうか？過去に市が美術品購入にかけた金額はいくらなのでしょうか？美術品を保管している倉庫の費用。倉庫を借りて、美術品を保管し始めたのは、いつからでしょうか？所蔵している美術品の品質チェックなどの現品確認はどのくらいの頻度で、どのような方法で行っているのでしょうか？これまでに、市所蔵の美術品を鑑定したことはあるのでしょうか？あれば、現在、所蔵している美術品の資産価値はいくらなののでしょうか？

そもそも、かなりの数の美術品を（購入したり、寄贈を受けたり）所蔵するに至った経緯と当初の目的は何だったのでしょうか？

<答弁>

豊中市所有の美術品についての質問にお答え致します。

まず、市が所蔵している美術品の点数につきましては、事務移管に伴い、また議会でのご指摘もあり、昨年より倉庫内と所蔵美術品書類の調査を実施しましたところ、本年3月末時点で791点でございます。

そのうち購入点数は270点、寄贈等の点数は521点となっており、過去美術品購入にかけた金額は100,662,500円となっております。

平成21年度の美術品倉庫の費用は保管料4,490,640円、保険料372,800円の合計4,863,440円となっております。

なお、倉庫契約につきましては、平成元年9月からとなっております。

美術品の品質チェックは展示の際、その都度損傷や劣化の状況を確認しております。

作品鑑定につきましては、収蔵品の多くが本市にゆかりのある作家の作品、豊中が題材となった作品等であり、市場価値に関わらず、地域を語る貴重な財産として活用して参りたいと考えており、また、一般的に一定以上の作品が鑑定の対象になることから、これまで実施しておりません。

従いまして、資産価値を数字で表すことは困難でございます。

次に、美術品所蔵に至った経緯と目的についてであります。昭和59年に文化振興懇談会の提言に基づき「(仮称)文化総合センター」建設を視野に置き、収集したものであります。

美術館運営の根幹となるのは展覧会であり、開催するには、多様な企画を実現するための作品群が必要となることから、寄贈を受け、購入をしてきたものでありますので、よろしくお願い致します。

②かなりの数の美術品を所蔵しておきながら、倉庫に眠らせている理由は何でしょうか？市民の文化芸術活動の推進、次世代を担う人材の育成、文化芸術活動の発表の場や鑑賞機会の充実といった目的を果たしていくために、少量ずつでも、幼稚園、保育所、小中学校、図書館、公民館、その他様々な市有施設内で、展示をしていくこ

とはできないのでしょうか？また、市有施設だけでなく、市内の民間のアトリエだったり、ホテルのロビー、集会室などに展示をして頂いたり、他市や他府県の美術館等に展示して頂くことは考えられないのでしょうか？倉庫に眠らせておくぐらいなら、寄贈された方や団体に現状を説明して、返却するという事は考えられないのでしょうか？

<答弁>

美術品についての再度の質問にお答え致します。

収蔵作品を倉庫で保管しておりますのは、長期間にわたり、良質な状態で作品を保持することが必要であること、言い換えますと、いつまでも市民に良質な作品を提供することでもあり、適切な時期、適切な場所・会場で鑑賞に供するために美術品倉庫で保管をしているものであります。

様々な市有施設内展示につきましては、これまでから市役所庁舎をはじめ、市民ギャラリーや千里文化センターコラボ、くらし館、伝統芸能館、中学校での移動美術館交流会等、公共施設において可能な限り展示し、市民への芸術鑑賞の提供を行ってまいりました。

また、民間施設等での展示につきましては、これまでも商店街店舗への貸し出しや、他市美術館との連携の企画展など、実施しており、機会があれば今後とも、連携協力していきたいと存じます。

次に美術作品の返却につきましては、先程も申しましたとおり、本市にゆかりのある作品であり、地域を物語る貴重な財産として考えておりますので、現時点で返却することは考えておりませんので宜しくお願い致します。

③豊中市所有の美術品については、美術品を寄贈された方、美術品を購入した豊中市、大量の美術品の購入費用約1億円、それらを保管するために長期間(20年以上もの間)、年間約500万円の倉庫代に莫大な税金を使われてきた市民、それぞれにとって、当初の目的や希望が果たされておらず、誰にとっても納得のいかないことを豊中市はやってきたと言わざるを得ません。多額の税金を費やしてきながら、「本市にゆかりのある作品ですから、地域を物語る貴重な財産ですから」で市民が納得すると思いませんか。過去の経緯などもあるかも知れませんが、今述べた現状を十分に理解して頂き、所蔵している美術品の鑑定などにより、価値を明確にし、今後の取り扱いについて、早急に、真剣に考えて頂きたいです。そもそも、美術品は人の目に触れなければ、何の意味もないということも、もっと深刻に受け止めて頂き、どうすれば、倉庫に眠らせることなく、人の目に触れる状況が作り出せるのかを早急に考えて頂きたいと強く要望しておきます。いい加減、無計画に美術品を収集してきたことを関係者をはじめ、市民に対して謝罪するとともに、現在の市の状況や美術品のおかれた状況を、寄贈下さった方やその関係者に説明し、引き取って頂くなり、他者への譲渡や処分についてご理解を頂くべきだと意見しておきます。

以上で、無所属神原宏一郎の個人質問を終わらせて頂きます。ありがとうございました。